

第 1 回定例会

令和 2年 3月10日開会

令和 2年 3月17日閉会

# 小清水町議会会議録

小清水町議会

## 令和2年第1回小清水町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和2年3月10日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報 告 第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発 議 第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 6 発 議 第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 7 決議案第 3号 「民族共生の未来を切り開く」決議（案）の提出について
- 第 8 議 案 第 1号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議 案 第 2号 職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議 案 第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議 案 第 4号 固定資産評価審査委員会条例及び小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定  
について
- 第12 議 案 第 5号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議 案 第 6号 令和元年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について
- 第14 議 案 第 7号 令和元年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議 案 第 8号 令和元年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議 案 第 9号 令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 第17 議 案 第10号 令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議 案 第11号 令和元年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議 案 第18号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第20 議 案 第19号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第21 議 案 第12号 令和2年度小清水町一般会計予算について
- 第22 議 案 第13号 令和2年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第23 議 案 第14号 令和2年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24 議 案 第15号 令和2年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第25 議 案 第16号 令和2年度小清水町簡易水道事業会計予算について
- 第26 議 案 第17号 令和2年度小清水町農業集落排水事業会計予算について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	金原武浩君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	畔木雅之君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
選挙管理委員会事務局長	服部隆文君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	城綾乃君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和2年第1回町議会定例会を開会いたします。  
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、  
4番 森 浩 議員 7番 佐藤 智 議員  
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。  
森浩議会運営委員長。はい、4番。  
○4番（森浩君）はい、4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。  
令和2年第1回町議会定例会を開催するに当たり、去る3月3日及び本日、議会運営委員会を開催し、本開会の定例会の会期、運営について協議をいたしました。  
本定例会では、議会提出議案4件、町長からの提出議案19件であります。  
提出議案の件数、内容を判断いたしまして、本定例会の会期は、3月10日から3月17日までの8日間とすることが妥当であると判断いたしました。  
以上、議会運営委員会の報告といたします。  
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期8日間であります。  
これに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶものあり）  
○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。  
よって、会期を本日から3月17日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を榎藤事務局長から報告させます。  
○事務局長（榎藤結君）諸般の報告をいたします。  
本日の会議出席議員数は、10名でございます。  
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。  
12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。  
あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。  
久保町長。  
○町長（久保弘志君）定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
昨年末に、中国で発生が確認されて以降、今まさに猛威を振るい、世界的にその感染が広がる新型コロナウイルス感染症は、この日本でも北海道はもとより全国に感染拡大が進み、経済を初めとするあらゆる社会活動に影響を及ぼし、とりわけ教育においては、長期にわたる臨時休校や思い出に残るべき卒業式は大きく縮小されるなど、子供にとっても親にとっても、心に負担と不

安を感じているときと思っております。

感染拡大の収束に向けては、国・道ともに対策を講じておりますので、本町も対策本部によって正確な情報を把握しつつやるべきことはしっかりやるという考えに立ち、町民の皆様にも安心していただけるよう、その対策に当たってまいります。

そのような中での本日、令和2年第1回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、全員の御応召を賜り、令和2年度当初予算を初め、町政の重要案件についての御審議をいただきますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案させていただきます案件でございますが、条例関係につきましては、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正など、条例改正5件、人事案件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦2件、補正予算では、令和元年度の最終執行見込みによる計数整理を含めた一般会計など各会計補正予算6件、さらに新年度当初予算につきまして、令和2年度一般会計予算など各会計予算6件、合わせて19件を御提案することとしております。

各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます。定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。

続きまして行政報告をさせていただきます。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので御了承願います。

別途、お配りしております行政報告書3ページ、小清水町新型コロナウイルス感染症対策本部の設置でございます。新型コロナウイルスの国内感染から、特に北海道内において急速に感染が拡大し、2月22日にはオホーツク管内においても初の感染者が確認されましたことから、感染拡大は危機的な状況にあると判断をし、2月25日に小清水町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しまして、感染の拡大防止に取り組むことといたしました。

当日に開催しました対策本部会議では、国から示された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針などの情報を整理し、町内医療・福祉関係機関の対応状況を集約、情報共有を図るとともに国の方針に基づき、感染予防の励行や人が集まる場所への行動自粛に努めていただくよう、ホームページ、防災メール、新聞チラシ等により町民の皆様にも情報提供を行う対策に当たりました。

翌日、2月26日には北海道教育委員会教育長より要請のあった、小中学校臨時休校の対応に当たって第2回本部会議を開催し、2月27日から3月4日までの間、臨時休校とすることを決定し、保護者の皆様には、学校用連絡ツール「フェアキャスト」によって、速やかに御家庭に周知を行ったところでございます。

さらに、3月2日に第3回対策本部会議を開き、全国全ての学校等において春休みまで臨時休校を行うよう、国からの要請を受けた北海道教育委員会の対策に応じて、3月4日までの臨時休校を春休みまでとして、その間の分散登校への対応を確認するとともに、学校が休みの間やむを得ず子供のお世話ができない御家庭への対応として、感染リスクをできる限り抑制する対策を考慮しながら、放課後児童クラブを臨時開設するなど、子供たちの安全と健康を第一に考えた対策に当たってきたところでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大は続いております。今後も、適正な情報の収集と安全安心につながる情報提供に万全を期し、感染予防対策に当たってまいります。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君） 日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

初めに、高橋隆文総務文教常任委員長長の報告を求めます。

5番、高橋隆文議員。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君） はい、5番。報告第1号、総務文教常任委員会より御報告

をいたします。

議案書4ページ、別紙1をごらん願います。

平成31年3月5日開会の第1回定例会におきまして、本委員会に付託されました事件につきまして、記載のとおり令和元年6月3日から令和2年3月5日まで7日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、教育委員会が所管する施設やリサイクルセンターの現状視察を初め、災害用備品の確認及び人事院勧告の内容などについて、現地調査及び各担当者から説明を受け調査を終了いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）次に、工藤孝一経済厚生常任委員長の報告を求めます。

はい、6番工藤孝一議員。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）はい、6番。経済厚生常任委員会より御報告をいたします。議案書5ページ、別紙2をごらん願います。

平成31年3月5日開会の第1回定例会において、本委員会に付託されました事件につきましては、記載のとおり12日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、上下水道施設の現状視察を初め、幼児教育の無償化や農作物の作況調査、さらには温泉熱を利用したハウス栽培の現状などについて、現地調査及び各担当者から説明を受け調査を終了いたしました。

以上で、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

#### ◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

#### ◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

#### ◎決議案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、決議案第1号、「民族共生の未来を切り開く」決議（案）の提出についてを議題といたします。

提出者高橋隆文議員の説明を求めます。

はい、5番高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。決議案第1号について提案説明をいたします。

ページ、12ページでございます。

皆さん、御存じのとおり北海道には弥生時代がなく、13世紀ぐらいまで縄文、擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は、狩猟や漁労により独自の文化を形成いたしました。

2019年4月にはアイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されたところでございます。

このようなことから、ウポポイが開設されるこの機会に、道内各地の町村から先頭に立って、民族共生社会をつくり上げていくという決意を表明したく、決議案を提出するものでございます。

民族共生の未来を切り開く決議案でございます。

アイヌ文化の復興拠点ウポポイが4月24日誕生し、先住民族アイヌを主題として、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内各地のアイヌ文化振興の情報発信の強化となり、国民の理解が期待される。また、訪れる観光客の増加は、活性化など相乗効果も期待されるのである。

よって、小清水町議会は、アイヌの誇りが尊重され、北海道が魅力あり続けるために小清水町民の協力を得て、民族共生の未来を切り開く決意をここに表明する。令和2年3月10日、北海道斜里郡小清水町議会。

御賛同いただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

決議案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、決議案第1号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第1号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第1号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書13ページでございます。あわせて新旧対照表をごらんください。

本条例につきましては、令和2年4月から始まる会計年度任用職員制度に関連する改正でありまして、一般職の公務員となります会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を整備するものでございます。

職員につきましては、新たに任用された場合に、地方公務員法及び条例の規定によりサービスの宣誓を行う必要があり、会計年度任用職員においても同様でございますが、新たな会計年度任用職員制度では、フルタイムの職員やこれまで臨時職員としていたパートタイム職員など、任用の形態や手続がさまざまでありまして、それぞれに適した方法で宣誓を行うことができることとするものでございます。

改正の内容は、新旧対照表のとおりでございますが、第2条に第2項を追加いたしまして、別

段の定めをすることができることとしております。

具体的には、条例で規定している任命権者の面前で宣誓書に署名することではなく、書類の提出のみとすることや、再度の任用の場合の宣誓を不要とすることを考えております。

なお、本条例につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第2号 及び 議案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第2号及び日程第10、議案第3号、職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第2号、職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括して説明申し上げます。

初めに、議案第2号、職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、議案書14ページからでございます。あわせて新旧対照表をごらんください。

本条例につきましては、国の働き方改革として労働基準法が改正され、長時間労働の是正のために民間において時間外勤務命令の上限が設定され、国家公務員においても、人事院規則により同様に上限が規定されたことを受け、本町においても長時間労働の是正は重要な課題でありますことから、国家公務員に準じて時間外勤務命令の上限を定めることができるよう、条例の規定を改正し、あわせて職員の休日及び休暇等に関する規定について、国に準じて整備するものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をごらんください。

初めに、第5条において、第3項として時間外勤務に関する必要な事項を規則で定める規定を追加いたしまして、具体的な上限は規則において定めることとしております。

規則で規定することとしておりますのは、時間外勤務は必要最小限とし、その上限を原則として月45時間以内、年間で360時間以内といたしまして、臨時的にやむを得ない場合には月100時間未満、年間では720時間以内といたしますが、この場合において、も45時間を超えることができるのは年6カ月以内、また2カ月以上にわたり平均80時間を超えることができないこととしております。

また、大規模な災害などの場合は、上限規制の適用外とする特例を設けることといたします。

次に、第5条の4、時間外勤務代休時間でございますが、これは月に60時間を超える時間外勤務には、時間外勤務手当の割り増しが通常より多く加算されますが、職員の休息を促すために、この加算にかえて代休を与えることができる規定でございまして、国に準じて新たに追加するものでございます。

次に、第6条の休日の規定でございますが、同様に国に準じることとして新たに追加するもの



でございます。

次のページでございます。

次に第7条の2から第10条までは、職員の休暇に関する規定の整備といたしまして、休暇の種類を国家公務員の規定に準じて、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間に区分することといたしまして、現行の夏季休暇は特別休暇に、普通休暇は病気休暇と特別休暇に分けて規定することといたしました。

特別休暇の内容など、具体的な規定は規則で定めることとしておりますが、取得日数などの条件に変更はないものでございます。

次の第12条につきましては、会計年度任用職員など非常勤職員の勤務時間及び休暇等については、別に定める旨の規定の追加でございます。

なお、本条例につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

続きまして議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書16ページでございます。あわせて新旧対照表をごらんください。

本条例につきましては、職員の時間外勤務手当に関して算定基礎の整理及び見直しを行うものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表1ページから2ページにかけて、第2条の2から第14条までは、規定内容及び文言の整理でございますが、3ページでございますが、第15条の時間外勤務手当、ここに第7項を追加いたしまして、先ほどの議案第2号、勤務時間等条例に規定いたしました時間外勤務代休時間における手当の額について、代休とした部分の加算を行わないこととしております。

次のページでございますが、第18条、勤務1時間当たりの給与額の算出でございますが、時間外勤務手当の算定の基礎となる1時間当たりの給与額について、寒冷地手当を含めた額で算出するという労働基準監督署の判断がありましたことから、これを加える改正を行うものでございます。

なお、本条例につきましても、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第4号、固定資産評価審査委員会条例及び小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木町民生活課長。

○町民生活課長（畔木雅之君）ただいま上程されました議案第4号、固定資産評価審査委員会条例及び小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は18ページからになります。

本改正条例につきましては、令和元年5月に公布されました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等に

おける情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（通称デジタル手続法）の施行の伴い、固定資産評価審査委員会条例及び小清水町手数料条例の関係する規定について、改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をごらんください。

改正条例第1条の固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございますが、デジタル手続法の施行に伴いまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律名の改正が行われたため、条文中の当該名称を改めるとともに、オンライン申請時における取り扱いを明確に規定する改正でございます。

続きまして、改正条例第2条の小清水町手数料条例の一部改正でございます。次のページをお開きください。

こちらの改正も、デジタル手続法の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称番号利用法）の改正が行われ、番号利用法に規定する通知カードが廃止されることによる改正でございます。

最後に、附則でございます。

施行期日として、固定資産評価審査委員会条例につきましては公布の日、小清水町手数料条例につきましては、公布の日もしくはデジタル手続法の公布日から、1年を超えない範囲内において政令で定める日とされていることから、当該規定を定めているデジタル手続法附則第1条第6号に掲げる規定の施行日のいずれか遅い日としてございます。

以上、固定資産評価審査委員会条例及び小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定に関する説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第5号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）ただいま上程されました議案第5号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、本年4月1日から施行されることから、本町におきましても政令に準じ所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をごらん願います。

初めに賦課限度額の改正でございますが、1ページ、第17条の6では、国民健康保険料の賦課額のうち、基礎賦課額における限度額を「61万円」から「63万円」に改正するものであります。

第17条の12では、介護納付金賦課限度額を「16万円」から「17万円」に改正するものであります。

次に、保険料の軽減措置の改正では、第24条において被保険者均等割額及び世帯別平等割額

を軽減する所得判定基準について、第1項第2号は5割軽減において、2ページの第3号は2割軽減において、それぞれ世帯の算定対象被保険者数に乗ずる金額を引き上げ、軽減を拡大する措置を講じる規定を定めるとともに、引き上げ後の限度額を準用する規定の改正を行うものでございます。

下段の第3項、第4項につきましても、基礎賦課額の限度額引き上げに伴う準用規定を改正するものであります。

最後に改正附則でございますが、第1項は施行期日を、第2項は令和元年度以前の保険料に係る経過措置を規定するものでございます。

説明は以上で終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第6号 乃至 議案第11号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第6号ないし日程18、議案第11号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について、令和元年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、令和元年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、令和元年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま一括上程されました議案第6号ないし議案第11号、令和元年度小清水町各会計補正予算、初めに議案第6号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,450万7千円を減額し、予算の総額を56億601万9千円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正は、道営事業の繰り越しに伴います道営農地整備事業につきまして、翌年度に繰越事業の執行を行うこととし、追加するものでございます。

第3表、債務負担行為補正の変更ですが、ふれあいセンター管理運営事業管理料につきまして、昨年10月からの消費税増税等の影響によります仕入れ原価率の高騰や、4月からの上下水道料金改定によります影響を精査いたしまして、限度額の変更を行うものでございます。

リサイクルセンター物品処理業務委託料につきましては、昨年12月定例町議会で限度額の議決をいただいた後における契約実績に基づき、限度額の変更を行うものであります。

コミュニティプラザ及び図書館管理運営事業管理料につきましては、本年度更新いたしました図書館情報システムが、パソコン機器の製品不足によりまして、導入時期が当初予定より半年ほどおくれたことにより、限度額の変更を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正の変更は、事業費の確定に伴いまして、それぞれの限度額の変更を行うも

のでございます。

次に、歳出予算についてですが、執行見込み額残額や事業費確定等による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するもののみの説明とさせていただきます。

主要施策調べとあわせてごらん願います。

補正予算書21ページになります。

初めに、1款議会費は、9節旅費から13節委託料まで執行見込み額確定に伴い、総額38万円を減額計上。

次に、主要施策調べでは1ページから2ページになります。

2款総務費ですが、1項総務管理費2目町民活動推進費19節負担金補助及び交付金は執行見込み額確定による減額。

4目財産管理費25節積立金は、減債基金積立金で運用利子積立金16万7千円追加。

公共施設整備基金積立金は、2件の指定寄附に係る寄附金積立金103万円追加。

ふるさと事業基金積立金は、防災拠点型複合庁舎を初め、今後予定されております大型事業に向け財政運営を円滑に進めるため、基金積立金6千万円と、本年度におけるふるさと納税寄附金について積立可能額1千万円合わせまして、7千万円追加計上。

6目企画広報費13節委託料から19節負担金補助及び交付金、ふるさと会運営費交付金まで、各執行経費見込み額をそれぞれ減額。

民間賃貸住宅建設補助につきましては、2棟分子算計上してはいましたが、年度内の実施希望がないことから、全額の2千万円減額。

次のページになります。

11目住民センター費は、11節需用費において、年度内執行に不足が見込まれる施設電気料として、光熱水費39万5千円追加、総務管理費合わせまして4,904万8千円追加計上するものであります。

2項2目賦課徴収費は、執行額確定により91万7千円減額計上するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、19節負担金補助及び交付金でマイナンバーカードの交付枚数増加に伴い、通知カード、個人番号カード、関連事務負担金106万5千円追加計上するものであります。

次のページになります。

4項選挙費は、2目知事及び道議会議員選挙費から、次のページになります4目参議院議員通常選挙費まで、執行経費の確定に伴い各目とも減額、選挙費合わせまして251万2千円減額計上。

次に、主要施策調べでは、3ページから10ページになります。

3款民生費は、1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、9節旅費から20節扶助費まで確定見込みによる執行残をそれぞれ減額。

23節償還金利子及び割引料は、平成30年度分の障害医療費実績確定に伴い、国・道それぞれの負担割合に基づき、負担金の精算分として国・道支出金返還金8万5千円追加。

次のページになります。

3目老人福祉費から8目介護保険対策費まで、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額。

社会福祉費合わせまして1,629万2千円減額計上するものであります。

次のページになります。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費から3目子育て支援費13節委託料まで、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額。

19節負担金補助及び交付金は、私学幼稚園での預かり保育、対象園児増加に伴い、教育・保育施設等利用給付費負担金18万円追加。

4目保育所費から5目へき地保育所費まで、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額。

児童福祉費合わせまして1,030万円減額計上を行うものであります。

補正予算書27ページ、主要施策調べ11ページから15ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、補正額はありますが、疾病予防対策事業費補助金2千円追加及び歯科健康診査委託料3万4千円減額によりまして、財源内訳の変更を行っております。

2目健康推進費から4目医療保険費20節扶助費まで、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額を行うほか、23節償還金利子及び割引料において、平成30年度未熟児養育医療費等、国庫負担金について精算による返還金が必要となることから6万9千円追加。

28節繰出金は、各特別会計への繰り出し額確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を541万2千円追加、後期高齢者医療特別会計繰出金174万3千円減額。

5目環境衛生費は、11節需用費でリサイクルセンター内のペットボトル圧縮梱包機について、新年度更新を予定していることから修繕を見送り、建物等修繕料146万8千円減額。

12節役務費は、指定ごみ袋の販売枚数増加に伴い、収入証紙売りさばき手数料16万7千円追加。

19節負担金補助及び交付金は、運営費の確定により斜里郡三町終末処理事業組合負担金104万5千円追加するほか、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額し、保健衛生費合わせまして902万8千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。

主要施策調べでは、16ページから25ページとなります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費から3目農業振興費19節負担金補助及び交付金まで、確定見込みにより執行残をそれぞれ減額計上するほか、24節投資及び出資金は、本町の農業振興を中心的に担う法人設立に向けて出資するものとし、法人出資金12万円を追加計上、4目畜産振興費19節負担金補助及び交付金は、本年度執行事業費用に伴う道営草地畜産基盤整備事業負担金220万3千円追加、同様に事業費額で積算される、北海道土地改良事業団体連合会負担金についても、2千円追加計上するほか、各補助金の確定見込みによる執行残をそれぞれ減額。

次のページになります。

5目農業農村基盤整備推進費19節負担金補助及び交付金は、道営農地整備事業負担金で、本年度執行事業費減額及び繰越明許費追加分の差し引き1,151万1千円追加、事業進捗がおります、道営地域用水環境整備事業負担金を1,959万8千円減額のほか、各負担金の執行残を減額計上、6目活性化センター費につきましても、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額計上。

農業費、合わせまして2,596万6千円減額計上。

次のページになります。

2項林業費2目林業振興費及び3目町有林費において、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、林業費、合わせまして372万6千円減額計上。

主要施策調べでは26ページになります。

7款商工費は、1項2目商工振興費から、次のページ、3目観光振興費において、それぞれ、確定見込みによる執行残を減額計上、また「オホーツク SEA TO SUMMIT事業」に、地方創生推進交付金150万円が交付されますことから、ふるさと事業基金繰入金にかえて、財源内訳を変更しており、商工費、合わせまして243万5千円減額計上を行うものであります。

主要施策調べでは27ページから29ページになります。

8款土木費2項2目道路新設改良維持費は、11節需用費で道路照明灯の電気料の年度内執行に不足が生じることから、光熱水費56万円追加するほか、次のページになります、22節補償補填及び賠償金まで確定見込みによる執行残をそれぞれ減額計上。3目源泉管理費11節需用費は、年度内の源泉設備修繕に不足が生じることから、建物修繕料65万円追加、道路橋梁費、合

わせまして1,805万8千円減額計上するものでございます。

3項1目住宅管理費は、各団地集会施設の灯油料金の年度内執行に不足が見込まれることから、燃料費7万円追加のほか、次のページになります。2目空き家等対策費まで確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、住宅費、合わせまして66万3千円減額計上を行うものであります。

9款消防費につきましても、執行残の減額計上を行うものであります。

次に、主要施策調べでは、30ページから32ページになります。

10款教育費につきましても、1項教育総務費から、37ページ6項保健体育費まで、各計上科目とも確定見込みによる執行残を減額計上するものでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入予算ですが、11ページにお戻りください。

初めに、8款地方特例交付金は、私学幼稚園への教育・保育施設等利用給付費負担金支出に伴う財源措置としまして、基準により4万5千円追加計上を行うものであります。

次に、9款地方交付税は、普通交付税の算定結果による財源調整として1億3,109万7千円追加計上。11款分担金及び負担金は、1項1目農林水産業費分担金で、畑地かんがい施設維持管理費用実績精査により、町営土地改良事業分担金10万9千円減額、道営農地整備事業分担金は、現年度執行の事業費減と繰越事業実施による増の差し引き額として529万9千円追加、道営草地畜産基盤整備事業分担金は、現年度執行分の事業量増に伴い22万2千円追加、増額、減額、分担金合わせまして541万2千円追加計上。

次のページになります。

2項1目民生費負担金は、利用実績に伴い、いきがい活動推進通所事業利用負担金4万9千円減額計上を行うものであります。

12款使用料及び手数料は、1項6目土木使用料で入居実績に伴い、特定公共賃貸住宅使用料82万5千円減額計上、2項3目衛生手数料は、指定ごみ袋の販売枚数の増加により、ごみ収集処分手数料128万3千円追加計上を行うものであります。

次のページになります。

13款国庫支出金は、1項1目民生費国庫負担金で、障害者自立支援医療費負担金など、各負担金事業実績に伴う減額のほか、低所得者保険料軽減負担金は実績に基づき27万円追加計上、2目衛生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定により42万4千円追加、療育医療費負担金は、実績確定により9千円減額、国庫負担金、合わせまして204万6千円減額計上。

2項1目総務費国庫補助金は、通知カード・個人番号カード関連事務負担金に係る国庫補助といたしまして、歳出同額の106万5千円追加計上、2目民生費国庫補助金及び3目衛生費国庫補助金は、各補助金ともに、事業実績及び交付対象経費確定により増減をそれぞれ計上、5目土木費国庫補助金は、交付金の対象事業である橋梁長寿命化工事などの事業費確定に伴い、社会資本整備総合交付金1,243万3千円追加計上、6目教育費国庫補助金は、昨年10月からの幼児教育無償化に伴い、幼稚園就園奨励費補助金40万1千円減額、支給対象児童生徒の確定により、特別支援教育就学奨励費補助金3万5千円減額するほか、スクールバス購入に係る事業費確定に伴い、へき地児童生徒援助費補助金108万4千円追加。

次のページになります。

7目商工費国庫補助金は、歳出でも触れましたが、「オホーツク SEA TO SUMMIT」が交付金対象となりますことから、地方創生推進交付金150万円を追加、国庫補助金、合わせまして1,250万3千円追加計上するものであります。

3項1目総務費国庫委託金は、対象経費の確定に伴い、参議院議員通常選挙費交付金85万7千円減額計上するものであります。

14款道支出金1項1目民生費道負担金及び2目衛生費道負担金は、国庫負担金同様に事業実績に伴う増減額を計上。道負担金、合わせまして386万4千円追加計上するものであります。

次のページになります。

2項道補助金は、1目民生費道補助金から3目農林水産費道補助金まで、各補助金とも事業実績及び交付対象経費確定による増減をそれぞれ計上。道補助金、合わせまして216万2千円追加計上するものであります。

次のページになります。

3項1目総務費道委託金は、対象経費の確定に伴い、知事及び道議会議員選挙費委託金76万7千円減額計上をするものであります。

次に、15款財産収入1項1目財産貸付収入は、入居実績に伴い、地域特別賃貸住宅貸付料127万2千円減額、2目利子及び配当金は、減債基金利子16万7千円追加。財産運用収入、合わせまして110万5千円減額計上するものであります。2項3目立木売り払い収入は、収入実績により121万6千円減額計上するものであります。

次のページになります。

16款寄附金総務費寄附金は、2件の指定寄附として103万円追加、ふるさと納税寄附金は実績見込み額として901万円追加、寄附金、合わせまして1,004万円追加計上するものであります。

次に、17款繰入金は、1項1目財政調整基金繰入金で令和元年度当初予算編成において、財源不足補填分として予算計上しておりましたが、決算見込みとして財源の留保が見込まれることから1億2千万円全額減額計上。3目ふるさと事業基金繰入金は、当初財源充当しておりました各種事業の執行残分として1,476万5千円減額計上、4目農畜産振興基金繰入金は、道営地域用水環境整備事業負担金の財源として当初予算計上しておりましたが、本年度の道営事業が大幅に縮小され、支払い済みの概算払い負担金につきましても一部返還される可能性があることから、今年度は一般財源により事業負担金を支払うこととし、全額の3,188万4千円減額計上、基金繰入金、合わせまして1億6,664万9千円減額計上するものであります。

次のページになります。

19款諸収入3項団体支出金は、4目道営事業団体負担金で、小清水北第2地区の本年度道営農地整備事業執行分に係る斜里町、清里町負担分の確定額として、農業競争力基盤強化特別対策事業費負担金4万6千円追加計上のほか、実績に基づき減額、団体支出金合わせまして35万8千円減額計上するものであります。4項1目雑入は、4節保険料収入から16節農業水路等長寿命化防災・減災事業受託金まで、実績に基づき減額、雑入合わせまして564万1千円減額計上するものであります。

次のページになります。

20款町債は、第4表地方債補正で御説明いたしましたとおり、事業費の追加、確定等により増減で、総額5,140万円減額計上するものであります。

なお、38ページ以降の給与費明細につきましては、各選挙執行に伴う、委員報酬、職員手当等の人件費のほか、各種委員報酬の実績額に伴う補正額分となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君） 続きまして、議案第7号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の42ページになります。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,369万3千円を減額し、予算の総額を8億8,428万1千円とするものでございます。

48ページをお開き願います。

まず、歳出予算の補正ですが、1款総務費は、執行残によりまして、1項総務管理費7節賃金から3項運営協議会費9節旅費までそれぞれ減額計上するものです。2款1項保険給付費は、療養費、高額療養費、次のページになりまして、出産育児諸費まで、被保険者数の減少とともに保

険給付費にも減少の傾向が見られ、安定して推移していることから、執行見込み精査によりまして、合わせて2,917万9千円減額計上するものです。

6款保険事業費は、2項保険事業費で、執行見込み額の精査により、需用費、委託料を減額し、負担金補助及び交付金におきまして、一般被保険者予防接種事業負担金としまして、道の特別調整交付金の決定を受けた、インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種事業に係る、国保加入者の接種実績343名分104万4千円の国保会計分を一般会計へ振り返る予算を追加、差し引き合計66万9千円を追加計上するものです。

8款2項基金積立金は、令和元年度決算見込みを推計した結果、医療費等の減少により実質収支に余剰額が見込まれることから、次年度以降の保険給付費の急激な伸びなどに対応できるよう、事業の安定運営に備え、財政調整基金積立金1,500万円追加計上するものです。

次に、歳入予算でございますが、戻りまして45ページをお開きください。

1款1項国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分、各区分ごとの保険料の最終調定見込み額から推計し、総額で138万3千円追加計上するものです。

2款1項道補助金は、歳出で御説明申し上げました、医療給付費等の執行見込みの減によりまして、保険給付費等交付金、普通交付金、特別交付金、合わせて2,960万9千円減額するものです。

4款1項一般会計繰入金は、人件費、医療費波及分及び出産一時金分の歳出見込み額減額相当分291万3千円減額に、保険料の軽減措置対策として、国及び道からの保険者支援分、保険料軽減負担分負担金の追加交付の決定によりまして、国保基盤安定化負担金分の繰入金777万2千円追加、そのほか、低所得者や高齢者階層が多いことなど、保険者の責めに帰することができない事情による保険料減収分について交付税措置される額の確定によりまして、財政安定化支援事業分18万2千円追加及び特別調整交付金の確定に伴う、物件費分の繰入金37万1千円を加えた、差し引き541万2千円を追加計上するものです。

5款前年度繰越金は、歳出で御説明申し上げました、財政調整基金積立金の追加など、財政調整分といたしまして892万4千円追加計上するものです。

6款諸収入3項雑入は、特定健診等負担金の過年度分といたしまして収入実績がありましたので、19万7千円追加計上するものです。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の52ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ59万6千円を減額し、8,990万8千円とするものでございます。

57ページをお開きください。

歳出予算の補正ですが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、広域連合から額の確定通知によります、事務費負担金42万1千円減額と、保険料調定見込み額の精査及び保険基盤安定負担金の確定によります、保険料等負担金17万5千円減額合わせました総額59万6千円を減額計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正でございますが、戻りまして55ページをお開き願います。

1款1項後期高齢者医療保険料は、調定見込み額から、現年度分保険料69万5千円を追加、2款1項一般会計繰入金は、歳出で申し上げました、事務費及び保険基盤安定負担金の確定によりまして総額174万3千円減額、3款繰越金は、財源調整といたしまして45万2千円追加計上するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、介護保険特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。



補正予算書の59ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、保険事業勘定において3,574万6千円を減額し、予算の総額を5億3,251万円とするものでございます。

69ページをお開き願います。

初めに、歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は、執行見込みによりまして、旅費を7万円減額、1款2項認定調査費は、同じく、執行見込み精査によりまして、役務費、委託料を合わせて45万6千円減額計上するものです。

次に、2款1項介護サービス等諸費は、居宅介護、施設介護、特定入所者介護サービス費それぞれの給付費について、今後のサービス利用料見込みの推計によりまして、合計3千万円減額計上するものです。

3款1項地域支援事業につきましても、執行見込みの精査によりまして、1目一般介護予防事業費8節報償費から3目任意事業費20節扶助費まで、それぞれ減額。

71ページになります。

4目介護予防生活支援サービス事業費は、利用実績に基づきサービス利用料見込みを精査いたしまして、13節介護保険給付の対象とならない、要支援者等の総合事業に係る、通所型サービス事業委託料、介護予防マネジメント委託料、19節で介護予防生活支援サービス費に係る事業費負担金を減額、地域支援事業費総額で522万円減額計上するものです。

次に、歳入予算の補正でございますが、戻りまして65ページをお開きください。

1款介護保険料は、収入見込み精査による188万円減額。2款国庫支出金から次のページ、4款支払い基金交付金につきましては、各介護サービス等保険給付費の推計に基づきまして、それぞれの負担割合に応じた負担額、交付金を減額計上するものです。

67ページになります。

6款繰入金は、1項一般会計繰入金で、各事業における執行見込みに基づき、それぞれ町が負担する割合に応じ、追加減額し、合計で448万8千円減額。2項基金繰入金は、各保険給付費等の減額によりまして財源が確保され、基金からの繰り入れが不要となりましたので、予算と同額の800万円を減額計上するものです。

7款繰越金は、前年度繰越金を財源調整として、保険給付費分181万2千円追加計上するものです。

以上で説明終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）続きまして、議案第10号、令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の73ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ703万8千円を減額し、予算の総額を1億3,918万4千円とするものでございます。

75ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、地方公営企業法適用債につきまして、事業費の確定に伴い、限度額を変更するものであります。

79ページをお願いいたします。

初めに、歳出予算の補正でございますが、執行見込み残額や事業費確定等による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するもののみ説明させていただきます。

1款総務費ですが、1項1目水道運営審議会費は、開催回数の減に伴い6万円減額、2目一般管理費は、新料金対応へのシステムの改修費用や、不足が見込まれる消費税中間納付金の追加のほか、執行見込み額の確定に伴い、差し引き52万円減額計上するものです。

2款事業費1項1目維持管理費につきましては、確定見込みによる執行残、合わせて619万

7千円減額計上するものです。

3款1項公債費につきましては、変動利率による借り入れの平成20年度、平成25年度簡易水道事業債で、利率改定による利下げにより元利均等償還のため、元金で13万3千円追加、2目利子で39万4千円減額計上するものです。

次に、歳入でございますが、77ページにお戻り願います。

3款2項1目簡易水道事業財政調整基金繰入金は、決算見込みにより財源の確保が見込まれることから、基金からの繰り入れはせずに、1千万円全額を減額。4款繰越金は、財源調整といたしまして376万2千円追加。5款町債は、第2表地方債補正でも御説明したとおり、事業費の確定によりまして80万円を減額計上するものでございます。

なお、企業費明細書につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第11号、令和元年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の83ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ809万9千円を減額し、予算の総額を1億2,209万2千円とするものでございます。

85ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、地方公営企業法適用債につきましては、事業費の確定に伴い、限度額を変更するものです。

89ページをお願いいたします。

初めに歳出予算の補正でございますが、執行見込み額残額や事業費確定等による減額が主なものでございますので、追加となるものは事業費及び特に説明を要するもののみ説明させていただきます。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては、新料金対応へのシステムの改修費用の追加のほか、執行見込み額の確定に伴い、差し引き138万1千円減額計上するものです。2款事業費は、維持管理費では、いずれも確定見込みによる執行残で、581万8千円減額、建設改良費では、事業実績による委託料78万1千円減額計上するものであります。3款1項公債費につきましては、変動利率による借り入れの平成20年度農業集落排水事業債で利率改定による利下げにより、元利均等償還のため、1目元金で10万2千円追加、2目利子で22万1千円減額計上するものです。

次に、歳入でございますが、87ページにお戻り願います。

4款繰入金2項1目農業集落排水事業財政調整基金繰入金は、決算見込みにより財源確保が見込まれることから800万円減額。5款繰越金は、財源調整といたしまして50万1千円追加、7款町債は、第2表地方債補正で御説明したとおり、事業費の確定により60万円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第6号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第6号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和元年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第7号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第7号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和元年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第8号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第8号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第10号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和元年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第11号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第11号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。議員の皆さんと町長、副町長は、第3会議室にお集まり願います。なお、本会議は、11時5分より再開いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時 5分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

#### ◎議案第18号 及び 議案第19号

○議長(坂田秀昭君) 日程第19、議案第18号及び日程第20、議案第19号、人権擁護委員候補者の推薦について、2件を一括して議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) ただいま上程されました議案第18号及び議案第19号、人権擁護委員候補者の推薦について一括して御説明申し上げます。

議案第18号でございますが、現在の委員である小倉千賀子氏は、平成29年4月に就任されて以来本町の人権擁護活動にご尽力をいただいておりますが、本年6月30日をもって2期目の任期が満了しますことから、次期人権擁護委員の候補者を推薦する必要があるものでございます。

次に、議案第19号でございますが、同じく人権擁護委員としてご尽力いただいております今井仲子氏は、平成23年7月に就任されて以来本年6月30日をもって3期目の任期が満了しますことから、同様に次期候補者を推薦する必要があるものでございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法におきまして、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを使命とされており、人格・識見ともに優れ、広く社会の事情に通じ、人権擁護について深い理解のある方が求められているところでございます。

今般、これらを勘案し、候補者について検討いたしました結果、引き続き現在の委員である小倉千賀子氏を、また、今井仲子氏につきましては、御本人から今期限りで退任の意向申し出がありましたことから、小清水町字旭283番地の5在住の中山良子氏を適任者として推薦申し上げます。

両氏におかれましては、別途お配りしております履歴書のとおりであります。幅広く御活躍されておられ、すぐれた識見と熱意を有する方でございますので、人権擁護委員法第6条第3項の

定めるところにより、議会の意見を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第18号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第12号 乃至 議案第17号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、議案第12号ないし日程第26、議案第17号令和2年度小清水町一般会計予算について、令和2年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、令和2年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、令和2年度小清水町介護保険特別会計予算について、令和2年度小清水町簡易水道事業会計予算について、令和2年度小清水町農業集落排水事業会計予算についてを一括して議題といたします。

町長より、町政執行方針について説明したい旨求められておりますので、これを許し、あわせて各会計予算案の提案説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）本日ここに令和2年第1回小清水町議会定例会が開催され、令和2年度各会計予算案を初め各般にわたる重要な案件につきましての御議審議をいただくに当たりまして、町政運営に取り組む私の所信と施策の大綱を御説明申し上げ、町議会議員の皆様を初め、町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

#### （町政執行方針・記載省略）

○町長（久保弘志君）引き続き、議案第12号ないし議案第17号、令和2年度小清水町各会計予算案について御説明申し上げます。

令和2年度各会計予算案は、普通会計で、一般会計54億1,720万円、国民健康保険特別会計8億6,500万円、後期高齢者医療特別会計9,400万円、介護保険特別会計5億7,074万4,000円、合計69億4,694万4,000円、公営企業会計では、簡易水道事業会計、収入合計2億2,504万5,000円、支出合計2億7,428万4,000円、農業集落排水事業会計、収入合計1億8,426万8,000円、支出合計2億2,522万6,000円、と策定した次第であります。

以下、主要事項を中心として予算案の大要については副長町から説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後とも、町政の推進に当たりまして、町議会議員の皆様を初め町民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。なお、本会議は午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（坂田秀昭君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。  
各会計予算の提案説明を求めます。  
鈴木副町長。

○副町長（鈴木祐之君） それでは、各会計予算案の主要事項を中心に説明をさせていただきます。  
14ページでございます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○議長（坂田秀昭君） ここで暫時休憩いたします。10分ちょっと休憩して、1時45分、再開をいたします。

休憩 午後 1時32分  
再開 午後 1時45分

○議長（坂田秀昭君） 休憩前に続き、本会議を再開いたします。  
引き続き、各会計予算の提案説明を求めます。  
鈴木副町長。

○副町長（鈴木祐之君） では、農林水産業費関係から続けます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○副町長（鈴木祐之君） 以上をもちまして、令和2年度各会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○議長（坂田秀昭君） お諮りいたします。  
本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。  
よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。  
お諮りいたします。明日は、議案審査のため休会にしたいと思います。したがって、明後日、12日午前9時30分より本会議を開きたいと思っております。これに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。

#### ◎延会の宣告

○議長（坂田秀昭君） 以上、本日はこれで延会といたします。  
大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

（午後 2時20分）

